

	御意見の概要	厚生労働省の回答
14	<p>BSEはいまだ未解明な部分が多く残されています。しかも、昨年12月には国内で初めての変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者も発生しています。食品安全委員会の中でも「特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、月齢見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に行うのが、合理的判断である」と主張する科学者もいます。さらに、検査緩和を行うと、若齢牛での検査ができずに検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくるのが予想されます。</p>	<p>食品安全委員会の答申には、「結論」とは別に「おわりに」という部分があり、そこには、① 科学的知見がきわめて限られていることから月齢見直しは一連の対策の実効性が確認されてから行うのが合理的な判断である、② 混乱回避措置とされている自主的全頭検査がなければ若齢牛での検査成績の評価はできなくなる、という内容が留意すべき意見として記述されています。食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われることが基本であり、当該食品健康影響評価の結果である答申の「結論」部分を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて、対応しているところです。また、最長3年間の予定で行う自主的全頭検査への補助については、リスク評価とは別のものであり混乱回避を目的としたものですが、結果として食品安全委員会の答申の「おわりに」に記述された留意すべき意見へ対応する部分もあることになるのではないかと考えています。なお、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。なお、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。</p>
15	<p>これまでの検査実績から20ヶ月齢以下では異常プリオンを検出できないとの見解についてですが、これは、母集団が少ないからではないかと思われるからです。すなわち、国内で異常プリオンに感染した20ヶ月齢以下の牛の検査実績数が極端に少ないのではないかと考えられるということ（もしかしたらゼロかもしれない）。この段階で、20ヶ月齢以下を検査対象外とすることには反対です。今後も全頭検査の原則を維持されることを望みます。また、この20ヶ月齢以下を検査対象外とすることは、異常プリオンの病原性を無視しているのではないのでしょうか。すなわち、20ヶ月齢以下であっても、異常プリオンに感染していれば、これを人間が食した場合人間も感染するのでは、ということです。20ヶ月齢以下が安心ということではありません。この点をご理解のうえ、少しでも責任のある対策として、現状で最善の検査手法での全頭検査を行うことを望みます。さらに、より検査精度の高い検査手法の開発についても、調査研究のほどよろしくお願いします。</p>	<p>と畜場におけるBSE検査については、平成13年10月18日より開始し、本年6月4日までに約451万頭について検査を実施し、15頭のBSE陽性牛を発見しているところです。また、リスクについては、食品安全委員会の答申の結論部分において、「全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定されている。定量的評価による試算でも同様の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。なお、答申本文において、「全頭検査から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合、20ヶ月齢以下で検出限界を超えたBSE感染牛が存在しない場合にはリスクは変化しない。一方、存在する場合には、リスクの増加は否定できないが、食肉のBSEプリオン汚染率は「非常に低く」その汚染量は「無視できる」～「非常に少ない」と考えられる」とされています。したがって、現行の飼料規制が2001年10月から実施されて以来、相当期間が経過している状況等から考えると、2003年7月以降に生まれた牛の中に、20ヶ月齢以下の段階で検出限界を超えるBSE感染牛がいることはゼロと断定することはできないが、極めて考えにくいレベルのもの、と受け止めています。なお、BSE検査法については、引き続き情報収集するとともに、高感度・迅速診断法の研究開発を進めます。また、BSE高感度検査法が開発された場合には、生体牛での検査の可能性、その時点でのリスク評価の状況等も踏まえ、食品安全委員会や農林水産省と連携して、BSE対策について必要な対応をとりたいと考えています。</p>
16	<p>委員会答申は、20ヶ月齢以下の群で陽性例が出る可能性は否定できないものの、その確率については、日本で21および23ヶ月齢のBSE検査陽性牛が発見されていることや牛の年齢分布に関するデータなどに基づく推論として、3歳未満の陽性牛は全国で年間0.3～1.5頭しか発生せず、20ヶ月齢以下を検査対象としないことによつて見逃されるリスクは、これより更に少ないことになる、と結論づけています。しかし、たとえ年間1頭に満たないにせよ、陽性牛が発生する可能性が認められる以上、これを発見できないことによるリスクは極めて深刻です。</p>	<p>委員会答申は、20ヶ月齢以下の群で陽性例が出る可能性は否定できないものの、その確率については、日本で21および23ヶ月齢のBSE検査陽性牛が発見されていることや牛の年齢分布に関するデータなどに基づく推論として、3歳未満の陽性牛は全国で年間0.3～1.5頭しか発生せず、20ヶ月齢以下を検査対象としないことによつて見逃されるリスクは、これより更に少ないことになる、と結論づけています。しかし、たとえ年間1頭に満たないにせよ、陽性牛が発生する可能性が認められる以上、これを発見できないことによるリスクは極めて深刻です。</p>

	御意見の概要	厚生労働省の回答
17	<p>現時点でのBSE検査月齢の見直しは行うべきではないと考えます。食品安全委員会の「リスク評価」では、と畜場におけるBSE検査月齢の見直しと併せて、「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」旨をはじめとするSRM除去の徹底が記載され、さらに「この食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施にあたっては、リスク管理機関として、国内において積極的かつ十分なリスクコミュニケーションに努める事が重要」と申し伝えられています。</p> <p>厚生労働省における現時点のリスク管理措置においては、第一に、SRM除去や汚染防止対策がと畜場によってばらつきがあり、具体的な改善の目途が示されておらず、ピッシングの中止をはじめとするSRM除去や食肉汚染防止対策徹底の早期実現を進める必要があります。第二に、BSE問題に関する総合的なリスクコミュニケーションが不十分で、リスクへの不安や行政への不信につながっている面があるため、リスクコミュニケーションの推進を十分行う必要があります。第三に、既にと畜場を持つ全ての地方自治体が、国の補助により全頭検査を継続すると伝えられております。そうした点では、いわゆる“ダブルスタンダード”となり、月齢の見直しが国民にとって判りにくいものとなります。</p>	<p>ピッシングについては、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるところです。本年4月19日には、ピッシングを中止したと畜場の事例を整理して都道府県に情報提供を行い、未だ中止されていないと畜場について、今後3年間のと畜場ごとの対応方針の作成を要請したところです。厚生労働省といたしましては、ピッシングの廃止を含めたSRM管理の徹底についても適切に対応してまいります。</p> <p>検査対象月齢の見直しに当たっては、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて対応しているところであり、厚生労働省といたしましては、この科学的評価に基づく安全が消費者の安心に結びつくようリスクコミュニケーション等を通じて国民の理解が得られるよう努力します。また、BSE検査対象月齢の見直しは、食品安全の観点から21ヶ月齢以上は検査が必要としたものであり、安全基準としては一つです。他方、今回講じることとしている経過措置は、生じかねない消費者の不安心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から行うものです。</p>
18	<p>「安心」を与えるというだけで、何の科学的根拠もない検査を継続していくことは国費の無駄使いと考えます。2001年にいわばパニックをおさえるという意味での安心は、当時ある程度の意味があったのかもわかりませんが、SRM除去という実際の方策を正確に説明しなかった「つけ」が出ているような気がします。尚、安全を担保するために、これらの予算をピッシング禁止という方策に当ててはいかがでしょうか？諸外国においては、ピッシングがなされておらず、汚染の拡大が防止されております。門部分の検査はこのピッシングによる汚染拡大の予防として行われている側面が科学的に強く、これで牛肉の人間に対する安全が確保されていたのかもわかりません。ピッシングをするのは、半気絶状態にある牛が暴れることにより、現場の労働者が重傷を負うということによりますが、日本の屠殺場は一般に狭く、この状況が致し方のないともいえません。諸外国では十分なスペースがとってあり、日本でもスペースを確保するなど、設備投資にこれらの予算を持つていくことが必要なのではないでしょうか？</p>	
19	<p>「リスク評価」では、「基礎研究のみならずリスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべき」と記述されています。加えて、「おわりに」において、SRM除去や食肉汚染防止対策などに関連して、非常に低いレベルの汚染度がもたらす食品影響評価を判断するための科学的知見が限られている事や、弱齢牛におけるBSE検査データの不足等についての指摘がされています。これらの指摘に基づいて、科学的な判断を行うために必要な、現時点での科学的知見の収集・蓄積やより高感度なBSE検査方法の開発等を一層推進するため、目標を定めて積極的に取り組まれることを要望します。</p>	<p>食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われることが基本であり、当該食品健康影響評価の結果である答申の「結論」部分を踏まえ、BSE検査月齢の見直しについて、対応しているところです。</p>

	御意見の概要	厚生労働省の回答
20	現時点でBSE検査の月齢見直しを行うことには反対します。貴省は食品安全委員会等の場で科学的合理性を確保する為と答えられていますがその「科学的合理性」の根拠に疑念があります。	BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えています。現在の国内対策は、平成13年10月当時、① 牛の月齢が必ずしも確認できなかったこと② 国内でBSE感染牛が初めて発見され、国民の間に強い不安があったこと等の状況を踏まえてBSE全頭検査を含むものとして開始したものです。昨年9月に食品安全委員会においてとりまとめられたBSE国内対策に関する評価・検証に沿って、全頭検査を含むBSE国内対策の見直しについて同年10月15日に食品安全委員会に諮問し、本年5月6日、答申を受けたところです。厚生労働省としては、食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえて施策の策定を行っているところであり、適切に対処しているものと認識しています。
21	そもそもBSE検査の見直しはいったい何の意味があるのか。現在、国内で出荷されている牛の90%は21ヶ月齢以上だといわれています。検査対象を20ヶ月齢以下にした場合に起こることを想像してみます。屠畜場ではまず、検査対象とそれ以外の牛を分別する必要があります。そして屠殺作業に入った段階で検査対象の牛については脳組織をサンプリングし検査にまわします。この点だけをとって明らかに作業の煩雑さが増すことになります。しかも検査対象外はわずか10%にすぎません。経費の増加が想定され、かつ一方で消費者は、検査外の牛の安全性への不安のみならず、新たに作業の煩雑さが招く検査の不徹底を心配しなくてはならなくなります。わたしたちは、全く実効性のない改正だと考えますが、この点に関する説得力はあるのでしょうか。わずか10%の牛を検査対象からはずす今回の措置は、百歩譲って経済的観点からみても合理性がまったく不明です。	
22	現在、日本において実施されている牛の全頭検査は、BSEに対する安全性の確保の面で世界に誇れる制度であると思います。厚生労働省の調査によれば、牛のBSEスクリーニング検査対象月齢を21月以上とした場合においても、全ての都道府県が自主的に全頭検査を継続する意向であるという結果がでたと聞いています。これは、現在の全頭検査の実施に対する消費者の安心感・信頼感に他ならないと思います。しかし、現時点では全頭検査を実施すると言っても、足かせがなくなってしまうこととなり、経済的その他の理由で、20月齢以下の牛の検査を取りやめることも十分にありえます。今回の緩和措置は、米国からの圧力に屈した形で牛肉の輸入を再開する、そのための前提となる緩和策の印象がぬぐいきれません。	今回科学的知見に基づきBSE検査対象を21か月齢以上とするとしても、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21か月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、引き続き国庫補助を行う予定です。
23	安全保証のために、生体の判定技術や、飼料中、牛肉中のプリオン検出技術など、研究をさらに深めるべきである。発症牛体は、検体として研究をさらに広く公開し、競争原理も取り入れて研究スピードを高める必要がある。	厚生労働省では、平成13年度以降、厚生労働科学研究において、BSEについて、① 最新の診断及び検査技術に関する研究② BSEリスクの解明に関する研究③ 牛由来の特定部位の分離及び廃棄方法等に関する研究等を進めており、この中で検査方法の開発にも取り組んでいるところですので、引き続き高感度・迅速診断法の研究開発を推進します。
24	月齢21ヶ月未満の牛からもBSEが発見されている現状であり、さらにBSEについてはいまだ未解明の部分が多く、これから行われる対策の実効性が確認されてから検討するべきです。現段階での施行規則改正は拙速であり、万一この見直しによりクロイツフェルトヤコブ病の患者がでた場合、どなたが責任をとるのでしょうか？食の安全については、慎重すぎるくらいに対応を望みます。現段階での施行規則の改正は行わないで下さい。	若齢牛のBSE感染例としては、英国における1992年の20ヶ月齢及び1989年の21ヶ月齢等の発症例が認められていますが、汚染度が大きく異なっている状況のものであり、直接、現在の我が国に当てはまるようなものではないと考えています。厚生労働省としては、その所掌事務であると畜場における検査を含む食品の安全確保対策について、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとで、適切な措置を講じていきたいと考えています。